

令和元年6月21日
四国電力株式会社

伊方発電所3号機 特定重大事故等対処施設の現地工事着工について

伊方発電所3号機の特定重大事故等対処施設（特重施設）※については、4分割して行っていた工事計画認可申請のうち、本年3月25日、1分割目の認可を受けておりました。その後、諸準備が整ったことから、本日、施設の現地工事に着工しました。

本工事については、大規模かつ高難度な工事となることが予想されますが、安全確保を大前提に、早期に完成できるよう最大限努力してまいります。

また、原子力規制委員会による審査が継続中である残る3つの工事計画認可申請につきましても、早期に認可をいただけるよう、引き続き、丁寧かつスピード感を持って対応してまいります。

当社は、今後とも、伊方発電所の更なる安全性・信頼性の向上に向けて不断の努力を重ね、一層の安全性確保に万全を期してまいります。

※特定重大事故等対処施設

原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、本体設備の工事計画認可から5年以内の設置が求められている。

(参考) 伊方発電所3号機の特重施設に関する工事計画認可申請の状況

	申 請	認 可
1分割目	平成29年12月7日	平成31年3月25日
2分割目	平成30年3月16日	(審査継続中)
3分割目	平成30年5月11日	(審査継続中)
4分割目	平成30年8月13日	(審査継続中)

(注) 平成28年3月23日 本体設備の工事計画認可

…特重施設の設置期限は5年後の令和3年3月22日

以 上